

第4章 計画の見直しと新たな施策

1 自然・文化環境保全

1.1 生物多様性を保全し、豊かな自然の恵みを守ります



環境施策	市の取組
生物の生息環境の保全	・貴重な動植物が生息・生育できるよう環境の保全に努めます。 ・河口域の湿地帯を保全し、生物の生息環境として良好な空間を維持します。 ・外来種による在来種への影響など環境への影響について周知し、外来種の種類や個体数を増やさないよう啓発に努めます。 ・レジャーで訪れる観光客のマナー向上に努めます。 ・建築物や工作物の新築等や土地の形質変更、樹木の伐採等、自然を改変するような開発の際には、生態系への配慮等、指導に努めます。
生物の生息・生育情報及び保全対策の公開	・生物多様性を保全するために、動植物の調査を実施します。 ・豊かな自然の環境学習会を実施します。（外来種や調査結果の公開も含む） ・生物の生息環境の保全のために、正しい知識や効果的な方法や生息環境について情報を提供します。 ・天然記念物、貴重種については、生息・生育情報を公表するとともに、関係法令等の各種制度の適切な活用を図り、保護を促進します。

市民の取組	・北茨城市の自然や動植物に関心を持ちます。 ・公園、緑地、水辺などの自然豊かな場所の保全に協力します。 ・動植物をむやみに捕獲・採集しません。 ・オオクチバスなど外来種について学び、飼育している動物及び栽培している植物を自然界に放たないようにします。 ・県や市などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然に配慮した行動を心がけます。 ・動植物の生息・生育調査や環境学習会、保護活動に参加・協力します。
事業者の取組	・事業活動における自然環境や生態系への負荷低減に努めます。 ・工事等にあたっては、野生生物への影響を回避するよう、工法や時期などに配慮します。 ・農地や山林の持つ保水機能や水源の保全・浄化機能の保持に努め、野生生物の生息・生育の保全に努めます。 ・動植物の生息・生育調査や環境学習会、保護活動に参加・協力します。

1.2 水辺・里山・農地を保全し、自然を守りながら活用します



環境施策	市の取組
水辺とその空間の保全	・花園溪谷や水沼ダム、大北川など山間部や平地部の水辺は、貴重な親水空間として保全に努めます。 ・海岸沿いの松林について害虫防除を行うなど、松林の有する機能保持を図るよう努めます。 ・五浦海岸や磯原海岸など景勝地の保全に努めます。 ・環境整備ボランティアの活動を推進します。 ・津波や高潮、潮風を抑制するため、効果的な防潮林の整備を関係機関に働きかけます。
里山とその空間の保全	・水源かん養、土砂流出防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。 ・里山の景観保全や森林を育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。 ・間伐材など木材の有効活用の普及・啓発を推進します。
農地とその空間の保全	・耕作放棄地の解消に努めその保全を図るとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。 ・持続性の高い農業生産方式の普及を図るためエコファーマー認証登録を推進します。 ・農業用水路などは、生物生息空間に配慮した保全に努めます。
自然と一体の農林畜水産業の活性化	・生産者や消費者に、安心・安全な農産物等の地産地消を推進し、広くPRしていきます。 ・学校給食では、安心・安全な地元の農産物等の使用に努めます。 ・農林畜水産業の後継者の確保と育成を推進します。 ・農家以外の市民が農業に親しめるよう、遊休農地（耕作放棄地）等を活用した取組を促進します。

市民の取組	・里山の景観保全や維持・管理のための活動に参加・協力します。 ・間伐材など地元の木材を積極的に活用します。 ・遊休農地（耕作放棄地）は有効活用を図り、適正な維持管理に努めます。 ・減農薬や減化学肥料に努めます。 ・直売所などを利用し、地元の農水産物を積極的に購入します。 ・農林畜水産業の後継者の育成に協力します。
事業者の取組	・里山の維持・管理活動に参加・協力します。 ・間伐材など地元の木材を積極的に活用します。 ・木材や加工品のFSC認証取得などによる森林の管理に努めます。 ・遊休農地（耕作放棄地）は有効活用を図り、適正な維持管理に努めます。 ・持続性の高い農業生産方式の普及を図るためエコファーマー認証登録を目指します。 ・直売所や各種イベントの即売会などを利用し、地元の農水産物を販売します。 ・小売店や飲食店では、地元の農水産物を積極的に取り扱い、地産地消に努めます。 ・農林畜水産業の後継者の育成に協力します。

1.3 自然・歴史・文化をつないで調和を図ります



環境施策	市の取組
エコツーリズムの活性化	・自然を活かした公園や景勝地における自然観察会や観光を推進し、自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。 ・農業・漁業・林業体験を通じたグリーンツーリズム・ブルーツーリズムを推進し、訪問者が北茨城の自然・文化にふれる機会を提供します。 ・水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備、適切な管理を図ります。
身近な自然づくりの活性化	・学校や公園など、公共施設の緑地を増やし、適切な維持管理に努めます。 ・公園や街路樹の適切な維持管理に努めます。 ・広報紙及びホームページを活用して、市民や事業所が地域の緑化に取り組みやすい緑の情報を提供します。 ・美しいまちをつくるために、「花いっぱい運動」を推進します。
文化遺産の保護・保全	・文化遺産を紹介し、郷土愛の醸成に努めます。 ・文化財の調査・保全を推進します。
自然・歴史・文化の継承	・文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の展示などにより、地域の自然・歴史・文化に身近に親しむ機会を提供します。 ・自然・歴史・文化について伝えていくための人材（語りべ・インタープリター）を紹介するためにネットワークを構築します。 ・地域の民話や昔の遊び等を発掘し、伝えていく人材育成を推進します。

市民の取組	・訪問者に、北茨城市の自然・文化にふれ、楽しんでもらうため、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムに協力します。 ・北茨城市の自然を活かした公園や景勝地などで行われる自然観察会に参加するなど、積極的に自然に親しみます。 ・公園や街路樹などの身近な緑を大切にします。 ・自宅や地域のコミュニティ施設などの緑化と適正な管理に努めます。 ・地域や子ども会などが実施する「花いっぱい運動」に参加・協力します。 ・身近な自然や歴史・文化に関心を深め、地域資源を大切にします。 ・伝統芸能や祭りの継承者（青少年）を育成します。 ・文化財の保護活動へ積極的に参加します。 ・自然・歴史・文化に関する伝統行事やイベント、講座などに参加し、保存伝承に協力します。
事業者の取組	・自然を活かした公園や景勝地における整備や保護活動に参加・協力し、自然に親しむ機会の提供に協力します。 ・敷地内における緑化を推進し、緑地面積の増大に努めます。 ・公園や街路樹などの維持管理に参加・協力します。 ・身近な自然や歴史・文化に関心を深め、地域資源を大切にします。 ・文化財の保全に協力します。 ・自然・歴史・文化に関する伝統行事やイベントに参加し、保存伝承に協力します。

2 生活環境保全

2.1 青い海と深い山にふさわしい、さわやかな空気を保ちます



環境施策	市の取組
大気汚染防止対策	・大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。 ・アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を推進します。 ・公用車及び市内巡回バスにエコカー（ハイブリッドカーやEVなど）の導入を推進するとともに、市民や事業者にも導入を呼びかけます。 ・大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化の保全を推進します。
悪臭対策	・事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。 ・悪臭防止、有害物質排出抑制のため家庭ごみ等の自家焼却（野焼き）の禁止や浄化槽の適正管理など、市民に対して啓発を行います。
大気環境の監視・調査の継続	・一般大気環境、自動車排出ガスなど大気環境の測定・監視を継続し、結果を公表します。 ・工場・事業場等からの排出ガスに対する監視・指導に努めます。 ・苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。

市民の取組	・車を購入する際は、エコカー（ハイブリッドカーやEVなど）を購入するように努めます。 ・自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。 ・大気を浄化するため、庭やベランダの緑化に努めます。 ・大気汚染や悪臭の原因となる野焼きは行いません。 ・浄化槽の適正管理を行うなど、家庭における悪臭の発生防止に努めます。
事業者の取組	・大気汚染防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ・排出基準を遵守し、大気汚染物質による環境負荷の低減に努めます。 ・ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤を控えます。 ・エコカー（ハイブリッドカーやEVなど）の導入を推進します。 ・焼却炉の使用や野焼きの規制を守ります。 ・大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。 ・住民等からの苦情については、迅速に対応します。

2.2 花園の山々から太平洋に注ぐまで、清らかな水を保ちます



環境施策	市の取組
工場・事業場の排水対策	「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき、排出基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を進めます。 - 公共施設、建設作業などからの排水を適正に処理します。 - 油や農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。
生活排水対策	- 公共下水道及び漁業集落排水施設への接続を推進します。 - 公共下水道等接続区域以外の区域において浄化槽の設置を推進するため助成を行います。またその適正管理を指導します。 - 環境負荷の低い洗剤や水切りネットの使用、できるだけ油を直接流さない等、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。
水質の監視・調査の継続	- 河川など公共用水域及び地下水の水質調査を継続し、水質の監視に努めるとともに、結果を公表します。 - 工場・事業場などからの排水を定期的に調査し、適切な指導に努めます。 - 水道水源の水質検査を実施するとともに監視及び保全に努めます。 - 水質事故や苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。

市民の取組	- 河川や地下水の保全に関する認識を深め、家庭における生活排水対策に努めます。 - 食べ残しは、流しから排出しないように水切りネットなどを使用し、油がついた食器類は油分をふき取ってから洗浄します。 - できるだけ油を直接流さないなど、水を汚さない対策に努めます。 - 家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選んだり、洗剤の量を減らしたりします。 - 公共下水道及び漁業集落排水処理区域内では速やかに接続し、その他の区域では浄化槽を設置し、適正な維持管理（法定検査や清掃等）に努めます。
事業者の取組	- 水質汚濁防止法・下水道法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 - 排水基準を遵守し、水質汚濁物質による環境負荷の低減に努めます。 - 排水処理施設の維持管理に努め、工場内排水の適正処理を図ります。 - 公共下水道区域内では速やかな接続に努めます（工場等は市と協議を行います）。 - 公共下水道区域外では浄化槽の設置により適正な維持管理に努めます。 - 水質事故や住民等からの苦情には、迅速かつ適正に対応します。

2.3 子どもがのびのび遊べる安心・安全な環境にします



環境施策	市の取組
地盤沈下・ 土壌汚染 対策	- 地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下が起きないように、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。 - 廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。 - 工場、事業所における土壌汚染防止のための指導や「土壌汚染対策法」を周知します。 - 環境保全型農業の普及による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。
有害化学 物質の排出 防止対策	- 事業者に対し、PRTR 法に基づく化学物質の適切な管理・使用を指導します。 - 農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。 - 違法な野焼きによるダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報の収集・提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。 - ごみ焼却処理施設等からのダイオキシン類の発生抑制を指導します。
放射性物質 による環境 汚染対策	- 公共施設における放射線量の測定や水道水・給食食材の放射性物質の測定を行い、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。 - 放射能に関する情報は、市民や事業者が入手しやすいように、北茨城市非破壊放射能検査施設等において情報提供するほか、市のホームページや広報紙に掲載します。 - 北茨城市非破壊放射能検査施設において、家庭菜園等で収穫された食品等について、放射性物質の測定を無料で行います。 - 放射性物質について、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国や県と連携し、必要な対策を講じるとともに、放射性物質による風評被害の払拭のため、安心・安全の確保に努めます。

市民の 取組	- 地下水の適正な利用に努めます。 - 有害性の少ない製品の購入・使用に努めます。 - 環境保全型農業により生産された農作物の購入に努めます。 - 除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。 - 野菜や草花を育てるため化学肥料を使用する際は、適正に使用します。 - ダイオキシン類の発生を防ぐため、違法な野焼きは行いません。 - 飲料水や食品等の放射性物質の情報等に注意して行動します。 - 北茨城市非破壊放射能検査施設等を活用し、放射能に関する情報の入手、放射線量並びに家庭菜園等で収穫した食品等の放射性物質の測定を行います。
事業者の 取組	- 地下水の適正な利用に努めます。 - 土壌汚染対策法や PRTR 法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 - 廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・輸送・廃棄等に当たっては、適正な管理に努め、事業所からの土壌汚染防止、その他環境汚染の防止に努めます。 - 有害化学物質を使用しない工程への変更に努めます。 - 農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境保全型農業に積極的に取り組みます。 - 焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。 - 事業資材・製品・廃棄物等の放射線量及び放射性物質濃度を測定し、適正な管理に努めます。

2.4 鳥や虫の声を楽しめる、静かできれいなまちづくりを進めます



環境施策	市の取組
騒音・振動対策	- 事業所や工事等からの騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。 - 生活騒音や飲食店等の営業騒音、自動車の運転時のアイドリングストップなど、周辺環境に配慮するモラルの普及啓発に努めます。
騒音・振動の監視・調査の継続	- 自動車交通騒音の測定・監視を実施します。 - 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。
不法投棄されない環境づくりの推進	- 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などの活用による啓発活動を行います。 - 不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。 - 土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
きれいなまちづくりの推進	- 市内一斉清掃（北茨城市環境美化運動の日）を推進するとともに、市民の清掃（ごみ拾い活動、クリーンウォーキングなど）活動を推進します。また、ペットのふんの持ち帰り、ポイ捨ての防止等、マナー向上に努めます。 - 道路沿、空き地の雑草の適正管理に努め、景観保全に努めます。 - 海岸や公園、観光地などの利用者へのごみ持ち帰り、ペットのふんの持ち帰り等、マナーの普及啓発に努めます。

市民の取組	- 近所迷惑となる生活騒音の防止に努めます。 - 自動車の運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音・振動防止に努めます。 - 不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。 - 防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。 - 北茨城市環境美化運動の日に行う市内一斉清掃や、地域での環境美化活動に参加します。 - ペットのふんは、飼い主が責任を持って処理します。 - 自宅の周囲や通学路など、身近な雑草の除草を心がけます。 - 道路に面した立木・植木が通行の妨げにならないよう適正に管理します。 - 空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。 - 海岸や公園、観光地などでは、ごみを持ち帰ります。
事業者の取組	- 騒音規制法や振動規制法に基づく規制基準を遵守し、事業所における騒音・振動の防止に努めます。 - 車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。 - 工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。 - 住民等からの苦情に関しては、迅速に対応します。 - 不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。 - 適正な廃棄物処理業者と契約し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により責任を持って管理します。 - 防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。 - 北茨城市環境美化運動の日に行う市内一斉清掃や、地域での環境美化活動に参加します。 - 事業所及び事業所周辺の清掃活動に努めます。 - 空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。 - 敷地内の緑化や花壇の管理に努め、まちを彩る花と緑を増やします。

3 循環型社会形成・地球環境保全

3.1 3Rに取り組み、循環型社会の形成を目指します



環境施策	市の取組
ごみの発生抑制と減量化の推進 (Reduce)	- ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発（市の祭事等のイベント会場含む）などにより、ごみの排出量の削減を推進します。 - 生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。 - 使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみの減量の意識啓発に努めます。 - 環境にやさしい商品の販売や簡易包装、レジ袋削減などごみ減量化やリサイクル活動に取り組んでいる商店に対し、エコショップ制度への登録を促すとともに、エコショップについて市民へ周知します。 - 製品及び製品等の出荷の際は、梱包（包装）の簡素化を推進します。 - 事業所におけるごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導・啓発を行います。
再使用の推進 (Reuse)	- 物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再使用を推進します。 - 古着や古物は、フリーマーケット等を活用し再使用を促進します。 - 事業者に対し、リターナブル瓶など繰り返し使用できる容器の採用を推進します。
再資源化の推進 (Recycle)	「容器包装リサイクル法」などに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。 - 清掃センターでは、廃熱利用などリサイクル機能を有した設備の導入をします。 「小型家電リサイクル法」に基づき、不要になったデジタルカメラや携帯電話などの回収を行い、レアメタルの再資源化を推進します。 - 市内で発生する稲わらや落ち葉、間伐材などを有効に利用するリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。（野焼きの禁止等の推進） - 農業用廃プラスチック等の回収・有効活用（リサイクル）を指導します。 - 廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物の有効利用を図るため、堆肥化を推進し、耕畜連携した地域リサイクルを推進します。
3Rの総合的な推進	- ごみ処理施設整備基本計画を推進し、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。 - ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、3Rについて市民の意識向上を図ります。 - 市民が利用しやすい清掃センターの運営に努めます。 - エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を促進します。

コラム

3Rとは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードです。

Reduce・・・ゴミを減らそう

Reuse・・・繰り返し使おう

Recycle・・・再び資源として利用しよう

3Rに取り組み、循環型社会の形成を目指しています。



【出典：北茨城市家庭ごみの出し方】

市民の取組	・市が行っている分別収集に従って適正に排出します。 ・エコクッキングに努め、調理の過程や食べ残しでの廃棄分を減らします。 ・生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。 ・買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。（発生回避^{リフュース}（Refuse）） ・水筒・マイボトルを持つなど、ごみの発生抑制に努めます。（発生回避^{リフュース}（Refuse）） ・過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。（発生回避^{リフュース}（Refuse）） ・洗剤や調味料などは詰め替え可能な商品を選び、使い捨てではなく、繰り返し利用可能な商品を選びます。 ・農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。 ・物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再使用を心がけます。 ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。 ・古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用します。 ・不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルの回収に協力します。 ・エコマークやグリーンマーク商品の購入を心がけます。
事業者の取組	・ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。 ・使い捨てではなく、繰り返し使用できる製品の製造・販売・使用に努めます。 ・販売店などでは、使い捨てレジ袋の削減のため、マイバッグ持参を促進します。（発生回避^{リフュース}（Refuse）） ・水筒・マイボトルを持つなど、ごみの発生抑制に努めます。（発生回避^{リフュース}（Refuse）） ・簡易包装化を進め、ごみの発生抑制に努めます。（発生回避^{リフュース}（Refuse）） ・製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化に努めます。 ・ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。 ・事務用紙は、ペーパーレス化や両面コピー、裏紙の有効利用により、紙の節約に努めます。 ・施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッションを目指します。 ・事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。 ・製品等について、受け入れの際は梱包（包装）の簡素化を依頼し、出荷・納品の際は梱包（包装）の簡素化に努めます。 ・食品を扱う事業所から排出される生ごみの減量化及び堆肥化に努めます。 ・農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。

コラム

海洋プラスチック問題

プラスチックは賢く付き合えば私たちに恩恵をもたらします。資源循環の分野では、不適正な管理等により海洋に流出した海洋プラスチックごみが世界的な課題となっています。海洋プラスチックごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。

マイクロプラスチックは直径5mm 未満のプラスチックの微小な粒子です。環境中では半永久的に分解されず、特に海洋生物への蓄積が懸念されています。海洋投棄されたプラスチック、工場や生活排水から流れる化成繊維や砕かれたペットボトル・廃プラスチック類による河川への流入から拡散しているといわれています。



3.2 ゼロカーボンシティ構築に向けて、気候変動対策も推進します

2 気候変動 3 すべての人に健康と福祉 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と地域経済の再生を図ろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 持続可能な消費と生産		環境施策	市の取組
		気候変動対策の推進	・北茨城市地球温暖化対策実行計画を推進し、市民、事業者、市の協働により地球温暖化対策に取り組みます。 ・市民や事業者に対して、ハザードマップや熱中症予防等の気候変動に対する適応策などを周知します。 ・災害防止の観点から、森林の管理や河川の復旧工事等を行います。 ・本計画を推進し、市民、事業者、市の協働により気候変動への適応策に取り組みます。
		人づくり・環境づくりの推進	・環境教育や学習、市民イベントなどで温室効果ガス排出量削減に向けた行動促進をはじめ、さまざまな環境問題に対する意識の向上を図ります。 ・公共施設や学校等で導入した太陽光発電システム等を活用し、子どもたちの環境意識の向上に役立てます。 ・地域での地球温暖化防止活動を実践・啓発するために茨城県から委嘱されている「茨城県地球温暖化防止活動推進員」の活動を支援し、地球温暖化防止への普及に努めます。
		CO ₂ 削減につながる事業活動の拡充	・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活を推進します。 ・森林の二酸化炭素吸収機能を向上させるため、間伐、下刈り、植林等を実施するなど森林の保全・管理を推進します。 ・エコカー（ハイブリッドカーやEVなど）やエコドライブに関する適切な情報提供、エコカーの導入、エコドライブの推進を図ります。 ・家庭におけるCO₂排出量の把握や製品やサービスの購入時のCO₂排出量表示など、CO₂見える化の活用を普及させ、CO₂削減の取組を推進します。 ・ゼロカーボンシティの実現に向け、CO₂を吸収する森林や緑地の整備を推進します。
		再生可能エネルギーや効率的なエネルギー利用促進	・太陽光発電や小型水力発電など再生可能エネルギーの活用に向けた普及啓発、誘導を図るとともに、公共施設への導入を推進します。 ・太陽光発電システムや自然エネルギーを活用する機器等の設置を促進する。また、関連する情報等について提供を行う。 ・公共施設への太陽光発電システムの導入を進め、市民に対する環境学習にも活用します。 ・工場や施設における廃熱等を利用してエネルギーを創出するなど、再生可能エネルギーの利活用を推進します。 ・循環型社会形成の推進として、高萩市と北茨城市の2市共同により広域ごみ処理施設を整備します。
		地球温暖化（気候変動）に関する情報収集や適応策の推進	・地球温暖化に関して、さまざまな情報を入手し、市民に分かりやすく情報を提供します。 ・北茨城市における温暖化の影響についての知見・情報の収集に努め、適応策の検討・実施を進めます。

市民の取組	・北茨城市地球温暖化対策実行計画における市民の取組に努めます。 ・家庭における CO₂ 排出量の把握や製品やサービスの購入時の CO₂ 排出量表示など、CO₂ の見える化を活用し、CO₂ 削減に取り組みます。 ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加します。 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを取り入れ、地球温暖化防止につながる電力を利用します。 ・市が発信するハザードマップや熱中症予防などの気候変動に対する注意喚起などの情報収集に努めます。 ・災害が起こった際には、市に対して情報発信に努めます。 ・本計画を推進し、市や事業者と協働してできることから気候変動への適応策に取り組みます。 ・環境に関する学習に積極的に参加し、さまざまな環境問題に対する意識の向上を図ります。 ・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活に努めます。 ・自家用車の買い替えの際に、より環境性能の高いエコカー（ハイブリッドカーや EV など）の導入や正しいエコドライブの実践に努めます。 ・太陽光発電システム等の設置など、自然エネルギーを活用する機器の導入を検討します。 ・地球温暖化防止に関するさまざまな情報の理解に努めます。
事業者の取組	・北茨城市地球温暖化対策実行計画における事業者の取組に努めます。 ・製品やサービスに CO₂ 排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂ の見える化の活用に関与します。 ・事業所における CO₂ 排出量を把握し、CO₂ 削減に取り組みます。 ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加・協力します。 ・酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスの環境負荷低減に努めます。 ・市が発信するハザードマップや熱中症予防などの気候変動に対する注意喚起などの情報収集に努めます。 ・災害が起こった際には、市に対して情報発信に努めます。 ・本計画を推進し、市や市民と協働してできることから気候変動への適応策に取り組みます。 ・環境に関する学習に積極的に協力します。 ・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活に関与します。 ・敷地内の森林の保全・管理を推進します。 ・社用車の買い替えの際に、より環境性能の高いエコカー（ハイブリッドカーや EV など）の導入や正しいエコドライブの実践に努めます。 ・太陽光発電システム等の設置など、自然エネルギーを活用する機器の導入を検討します。 ・工場や施設における廃熱等の利用など、リサイクルエネルギーの利活用に努めます。 ・地球温暖化防止に関するさまざまな情報の理解に努めます。

●再生可能エネルギー・新エネルギーとは

1 太陽光発電 太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。 ＜特長＞ 1. エネルギー源は太陽光なので基本的には設置する地域に制限がなく、導入しやすい 2. 屋根、壁などの未利用スペースに設置できる 3. 送電設備のない遠隔地の電源として活用できる 4. 災害時などには、貴重な非常用電源として使える	2 バイオマス発電 バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」や「ガス化」するなどして発電します。 ＜特長＞ 1. 地球温暖化対策（「京都議定書」における取扱い、CO₂を排出しないものとされている） 2. 廃棄物の再利用や減少につながり、循環型社会構築に大きく寄与 3. 農山漁村の自然循環環境機能を維持増進し、その持続的発展を図ることが可能 4. 捨てていたものを資源として活用することで、地域環境の改善に貢献
3 太陽熱利用 太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、熱媒体を暖め給湯や冷暖房などに活用するシステムです。機器の構成が単純であるため、導入の歴史は古く実績も多い。 ＜特長＞ 1. エネルギー源は太陽エネルギー。エネルギー源そのものの導入コストは永久的に無料 2. 特別な知識や操作が必要なく、一般事務所だけでなく給湯利用の多い介護施設などでも手軽に導入できる	4 バイオマス熱利用 バイオマス熱利用は、バイオマス資源を直接燃焼し、廃熱ボイラから発生する蒸気の熱利用や、バイオマス資源を発酵させて発生したメタンガスを都市ガスの代わりに燃焼して利用することなどをいいます。 ＜特長＞ 1. 廃棄処分されていたものが、再生されるため、消費者もそれを利用することで資源の有効活用ができる 2. 焼却時の排熱をエネルギーとして利用できる 3. 生物系廃棄物量の削減に寄与
5 中小水力発電 水資源に恵まれた日本では、発電への利用も昔から盛んで、国内でまかなうことのできる、貴重なエネルギー源となっています。水力発電は近年、中小水力発電の建設が活発化しています。河川の流水を利用する以外にも、農業用水や上下水道を利用する場合もあります。 ＜特長＞ 1. 自然条件によらず一定量の電力を安定的に供給が可能。 2. 長期稼働が可能 3. 二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギー 4. 成熟した技術力	6 温度差熱利用 地下水、河川水、下水などの水源を熱源としたエネルギーです。夏場は水温の方が温度が低く、冬場は水温の方が温度が高い。 この、水の持つ熱をヒートポンプを用いて利用したものが温度差熱利用です。 ＜特長＞ 1. 燃料を燃やす必要がないため、クリーンなエネルギーで、環境への貢献度も高い 2. 民生用の冷暖房に対応できることから、新しい都市型エネルギーとして注目 3. 温度差エネルギーは寒冷地の融雪用熱源や、温室栽培などでも利用できる

【出典：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページより抜粋】

7 風力発電 風のエネルギーを電気エネルギーに変えるのが風力発電です。 <特長> 1. 陸上と洋上で発電が可能なエネルギー源 2. 大規模に発電できれば発電コストが火力並みであることから、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源 3. 風力エネルギーは高効率で電気エネルギーに変換できる 4. 風さえあれば夜間でも発電できる	8 雪氷熱利用 冬の間に降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた水を補完し、冷熱が必要となる時期に利用するものです。缶冷地の気象特性を活用するため、利用地域は限定されますが、資源は豊富にあることから注目される取組です。 <特長> 1. 寒冷地では、除排雪、融雪などで膨大な費用がかかっていた雪を、積極的に利用することでメリットに変えることも可能 2. 企業イメージアップに加え、商品の付加価値向上に寄与
9 地熱発電 本格的な地熱発電所は 1966 年に運転を開始し、現在では東北や九州を中心に展開。総発電電力量はまだ少ないものの、安定して発電ができる純国産エネルギーとして注目されています。 <特長> 1. 発電に使った高温の蒸気・熱水は、農業用ハウスや魚の養殖、地域の暖房などに再利用ができる 2. 地下の地熱エネルギーを使うため、化石燃料のように枯渇する心配が無く、持続可能な再生可能エネルギー供給が期待される 3. 昼夜を問わず安定した発電	10 地中熱利用 地中熱とは、浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーです。 夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いため、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行います。 <特長> 1. 空気熱源ヒートポンプ（エアコン）が利用できない外気温-15℃以下の環境でも利用可能 2. 放熱用室外機がなく、稼働時騒音が非常に小さい 3. 環境汚染の心配がない 4. ヒートアイランド現象の元になりにくい
11 バイオマス燃料製造 バイオマス資源からつくる燃料をバイオマス燃料と呼びます。つくられる燃料には、木質ペレットなどの固体燃料、バイオエタノールやBDF（バイオディーゼル燃料）などの液体燃料、そしてバイオガスなどの気体燃料と様々なものがあります。	
12 その他の再生可能エネルギー	
・大規模水力発電	
水力発電は、水が高いところから流れ落ちる力を利用するため、輸入に頼ることなく長期にわたり安定した発電が可能です。また、発電の過程で地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素を排出しない、自然環境に優しい発電方法です。	
・地熱発電（フラッシュ方式）	
地熱発電は、マグマが持つ膨大なエネルギーの一部を蒸気という形で取り出し利用するものです。	
・空気熱	
ヒートポンプを利用することにより、空気から熱を吸収することによる温熱供給や、熱を捨てることによる冷熱供給ができる再生可能エネルギー源です。空気熱を利用した設備としてヒートポンプ給湯器や空調用エアコン等があります。	

【出典：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページより抜粋】

4 環境活動実践

4.1 みんなが環境について学んでいきます



環境施策	市の取組
市民への 環境学習の 推進	- 環境フェアの開催や市民夏まつり等のイベントにおいて環境学習の機会を提供し、環境意識の向上と環境活動の促進を図ります。 - 自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。 - 参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。
子どもたち への環境 教育の推進	- 小中学校や子ども会、スポーツ少年団など子供が属する団体で環境教育のための活動を支援します。 - こどもエコクラブの活動について紹介するとともに、登録及び会員拡大に努めます。 - 環境に関する絵画や標語などの作品コンクールを行います。 - 茨城県地球温暖化防止活動推進員の環境事業活動を推進します。
環境情報の 収集及び 提供	- 北茨城市環境白書（市の環境に関する調査データ等）を毎年公表するとともに、公表する機会を増やします。 - 県内外の環境学習に役立つ情報を収集し、広報紙やホームページなどで市民や事業者へ広く情報を提供します。 - 環境関連図書や資料等、環境情報の充実に努めます。

市民の 取組	- 学校では、PTA活動等を通して、親子で環境について考える機会を増やします。 - 子ども会やスポーツ少年団などでは、環境学習に役立つ行事を取り入れます。 - 茨城県地球温暖化防止活動推進員の環境事業活動に参加します。 - こどもエコクラブに登録し、地域の環境保全活動や自然観察会などに計画的に取り組めます。 - 各種イベントで環境に関する情報を積極的に入手します。 - 市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
事業者の 取組	- 事業所内での環境教育に努めます。 - 環境教育にも活用できるよう、職場見学を受け入れます。 - 市が行う環境イベントや地域で実施される環境学習会等に積極的に参加・協力します。 - 自然観察会など、自然とふれあえる場所の整備に参加・協力します。 - 事業所内の環境活動をPRしていきます。 - 市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。

4.2 みんなで一緒に環境保全活動を行います



環境施策	市の取組
環境保全活動の普及・啓発	・市民、事業者、関係団体等が連携し、様々な視点で協働し環境保全活動を実施できるよう体制を構築します。 ・環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業者を市のイベントや広報紙などで紹介し、活動の普及・啓発に努めます。 ・市の事務事業においてエコアクション 21 など環境マネジメントシステムの導入を検討します。また、事業者等へも導入を働きかけます。
環境学習リーダーの育成	・自然観察会や環境学習会、環境保全活動のリーダーを育成します。 ・地域の祭りや伝統行事を継承するため、継承者の育成を支援します。
環境保全活動の支援	・市民や学校、事業所等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。 ・環境ボランティアやNPO 等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。

市民の取組	・学校や子ども会、町内会、環境ボランティア団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。 ・市が行う環境イベント等に積極的に参加・協力します。 ・生活の中で、環境負荷の低減につながる環境活動を積極的に行います。 ・北茨城市環境美化運動の日に実施する市内一斉清掃に参加します。
事業者の取組	・市内で行われる環境保全活動に参加・協力します。 ・市が行う環境イベント等に積極的に参加・協力します。 ・事業所周辺の美化活動をはじめ、地域の環境保全に努めます。 ・環境に関する情報を可能な範囲で公開するよう努めます。 ・茨城エコ事業所への登録や環境マネジメントシステムの導入など、環境保全に向けた推進活動の見える化を図ります。

コ ラ ム

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2015 年9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択されました。これは、すべての国がとらね取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として2030 年までの17 の目標（ゴール）が設定されています。

一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。



【出典：国際連合広報センターウェブサイト】

4.3 地域循環共生圏（ローカル SDGs）を推進します



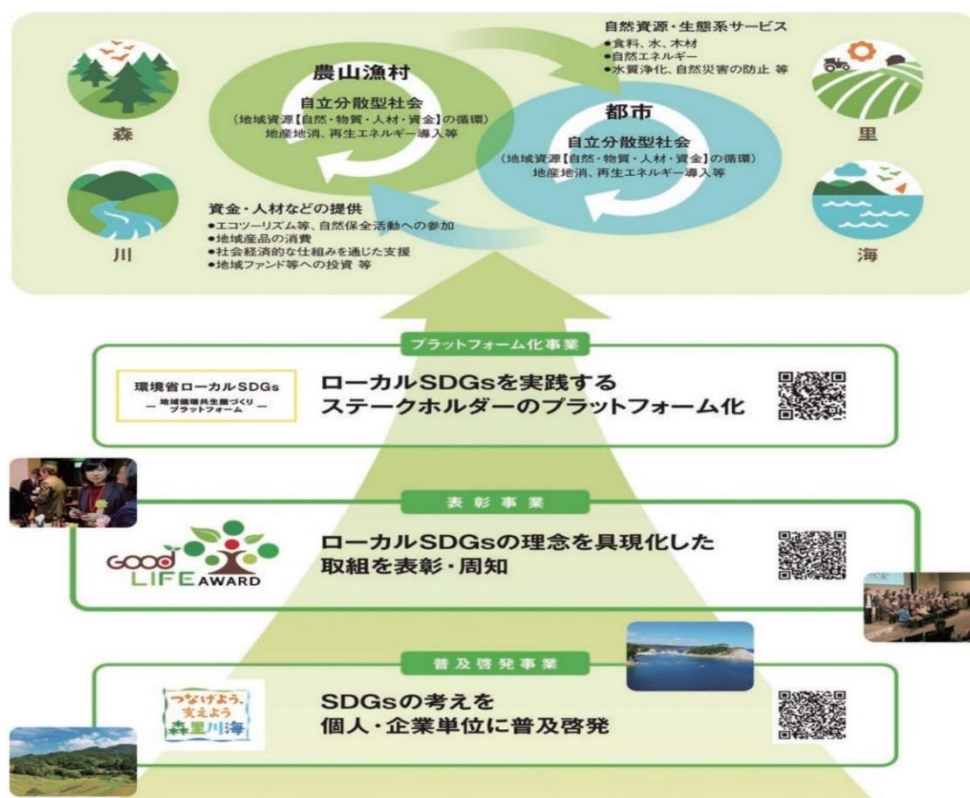
近年、「持続可能な開発目標（SDGs）」や地域資源を持続可能な形で最大限に活用したり、環境、経済、社会の統合的向上を目指したりするなど、国の第五次環境基本計画の中で、地域循環共生圏も提唱しています。

カーボンニュートラルを目指すためのローカル SDGs の取り組みを推進します。

<概要>

- ・地域協働のローカル SDGs について知識向上
- ・環境学習・環境保全活動に関する指導者の確保
（茨城県地球温暖化防止活動推進員制度の活用など）
- ・環境イベントなどの実施、環境美化活動等、環境保全活動グループの支援

環境施策	市の取組
環境に係る持続可能な開発目標の達成	・環境学習、イベント等における情報の紹介など、さまざまな SDGs に対する意識の向上を図ります。 ・市全体で一丸となって地域循環、そして自然との共生を目指します。 ・市や企業、関係機関のマッチングで環境教育活動の場の充実を目指します。



【出典：令和3年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書】